総会にお諮りすべき事項の取扱いについて

2020年6月9日

普通会員　各位

賛助会員　各位

総会にお諮りすべき事項の取扱いについて

宗教法学会理事長

大石　眞

2020年6月13日に予定しておりました第38回宗教法制研究会・第80回宗教法学会（2020年度春季大会）が中止となったことに伴い、第80回総会も開催することができなくなりました。

宗教法学会の運営に関して総会にお諮りすべき事項の取扱いにつきまして、電子メールによる持ち回りの形式で開催した第90回理事会において次のように決定しましたので（6月5日）、お知らせいたします。

１．会員の入会について（総会報告事項）

会員の入会につきまして、2名の入会申込みがあり、いずれも入会が承認されました。

２．2019年度決算（案）について（総会審議事項）

理事会として、2019年度決算（案）を別紙資料１のとおり承認しました。なお、この決算（案）は、会則第17条に基づき、2020年4月26日に監事による監査を受けております。

会則上決算は総会の承認を得なければならないものとされ（第18条第2項）、春季大会の際に開催される総会でその承認を受けるのを例としてきましたが、2019年度決算（案）につきましては2020年度秋季大会の際に開催を予定している総会（以下、「次回総会」という。）に提案・報告し、その承認を受けることといたします。

（別紙資料１）2019年度決算（案）

3．2020年度予算（案）について（総会審議事項）

理事会として、2020年度予算（案）を別紙資料２のとおり承認しました。予算も会則上総会の承認を得なければならないものとされ（第18条第2項）、春季大会の際に開催される総会で承認を受けるのを例としてきましたが、2020年度予算につきましても次回総会に提案・報告し、その承認を受けることといたします。

また、学会事務が停滞しないようにするため、理事会として、総会による予算の承認前に、暫定的に2020年度予算を執行することを認めることとしました。この点も、次回総会で追認を受けることといたします。

（別紙資料２）2020年度予算（案）

4．理事の選出について（総会審議事項）

宗教法学会の役員選出に関する規程第3条第2項に基づき、須賀博志会員を2020年11月14日までの任期で理事に選出しました（会則第12条第1号ただし書も参照）。

会則上理事の選任は総会が行うものとされており（会則第11条第2項）、次回総会でお諮りする予定ですが、須賀理事には2020年度秋季大会の開催に向けて直ちに準備の任に当たっていただく必要があるため、理事会として暫定的に選任することとしました。この点についても、次回総会で追認を受けることといたします。

5．選挙管理委員の選任について（総会報告事項）

次期役員選挙に関して、宗教法学会の役員選出に関する規程第4条第2項に基づき、井上武史会員、片桐直人会員及び田近 肇会員（事務局）を選挙管理委員に選任しました。

6．2020年度秋季大会について（総会報告事項）

2020年度秋季大会は、2020年11月14日（土）に、京都産業大学むすびわざ館で開催することを予定しています。秋季大会は、第38回宗教法制研究会・第80回宗教法学会とし、基本的には、本来2020年度春季大会で予定していた報告をその内容とする予定です。

7．2021年度宗教法学会・宗教法制研究会について（総会報告事項）

2021年度宗教法学会・宗教法制研究会は、現時点では、次のような日程で開催することを予定しています。

春季大会□□2021年6月12日（土）□(東日本地区の大学を予定)

秋季大会□□2021年11月13日（土）（西日本地区の大学を予定）